



福岡医発第39号(地)
平成21年 4月 3日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

電子化加算に関する施設基準等について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、電子化加算は、医療のIT化を集中的に推進していく観点から、平成22年度までの時限的措置として平成18年度改定時に新設され、平成20年度改定では、レセプトオンライン化の義務化の進捗状況を踏まえ、オンライン請求の基盤が整いつつあると見込まれる医療法上の許可病床数が400床以上病院については電子化加算の算定対象外となっております。

さらに、平成21年4月以降につきましては、許可病床数が400床未満の病院のうち、電子請求(オンライン請求またはMO・FD等の電子媒体での請求)を行う病院におかれまして、電子化加算の算定ができなくなります。(医科点数表の解釈 平成20年度4月版954頁参照)

つきましては、福岡県社会保険診療報酬支払基金より別紙のとおり県下の病院へ通知が発出される予定ですので、貴会におかれましても、ご了解いただきますようお願い申し上げます。

なお、九州厚生局におかれましても、電子化加算の届出医療機関のうち400床未満の病院に対して通知が発出されますが、今回電子化加算算定対象外となった病院につきましては、九州厚生局へ辞退届の提出が必要となりますので、ご注意ください。

また、各医療機関からのお問い合わせ等につきましては、九州厚生局指導監査課(Tel092-707-1125)までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 丸山 泉



平成 21 年 4 月 日

保険医療機関（病院） 各位

福岡県社会保険診療報酬支払基金

電子化加算の施設基準等の変更について（お知らせ）

平素、診療報酬請求書等の提出につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 21 年 4 月 1 日以降、電子化加算算定の施設基準要件が一部変更となり、電子請求（オンライン請求または MO・FD 等の電子媒体での請求）を行なう病院の保険医療機関においては、電子化加算の算定対象から除外されます。（参照「医科点数表の解釈 平成 20 年 4 月版」954 頁）

つきましては、病院にて電子請求の保険医療機関においては 4 月診療分以降の算定についてご留意頂き、また、万一算定のあった場合においては、減点等の対象とさせていただきますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、届出（取下げ等）に関する照会につきましては、九州厚生局にご確認願います。（九州厚生局 tel 092-707-1125）

おって、本件につきましては将来的に電子請求へとご参加いただいた場合も鑑み、県内全医療機関（病院）に送付させていただいていることをご容赦くださいますようお願い申し上げます。

本件に関するお問い合わせ先
福岡県支払基金 企画調整 1 課
Tel 092-473-6611 内 304